3 人 政 第 3 0 8 号 令和3年6月18日

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 大 短 期 殿 門 長 各 高 車 学 校

> 福岡県人づくり・県民生活部長 (私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にあり がとうございます。

5月12日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や休業・営業 時間短縮など厳しい要請をお願いしたところ、多くの県民及び事業者の皆様に御理 解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

その結果、新規陽性者数について、直近1週間の人口10万人当たりの数は、ピ 一ク時の5月15日時点と比べて大幅に減り、医療提供体制強化の効果もあり、6 月16日時点の病床使用率は大幅に改善されました。

これらの改善傾向を受け、国は6月17日に、6月20日をもって緊急事態措置 を措置すべき区域から本県を解除することを決定しました。

一方で、緊急事態措置の解除は決定したものの、国は、本県において感染が再拡 大した場合、九州全域に及ぼす影響が大きいこと等を踏まえ、本県をまん延防止等 重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、6月21日から7月11日 までとすることを決定しました。

皆様にはご不便とご苦労をおかけすることになりますが、感染の封じ込めを図る ため、引き続き御協力をお願いいたします。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、引き続き、学生 の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立に取り組んで いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行について」

担 当:福岡県人づくり・県民生活部

私学振興 · 青少年育成局政策課

副課長 津田

 $T \in L : 092-643-3127$

メール: shisei@pref.fukuoka.lg.jp